

○飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱

平成18年3月29日

告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業所、小規模保育事業所、病児保育施設及び乳児等通園支援事業所(以下「保育所等」という。)の施設整備を図るため、市内において保育所等を整備する者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平29告示92・平29告示354・令8告示208・一部改正)

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、子育て支援対策臨時特例交付金、就学前教育・保育施設整備交付金、認定こども園施設整備交付金、子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金又は次世代育成支援対策施設整備交付金(以下「国庫補助金等」という。)の交付決定を受けた市内において保育所等を整備するための施設整備事業とする。

(平29告示92・平29告示354・平31告示82・令3告示351・令5告示88・令7告示56・令8告示208・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、国庫補助金等の交付額に基づき、予算の範囲内で市長が定める。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯能市保育所等施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平29告示92・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、飯能市保育所等施設整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(平29告示92・一部改正)

(状況報告)

第6条 前条の規定による交付決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況に関し、書面により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、飯能市保育所等施設整備事業実績報告書(様式第3号)を市長が定める日までに提出しなければならない。

(平29告示92・一部改正)

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、飯能市保育所等施設整備事業補助金額確定通知書(様式第4号)により補助事業者等に通知するものとする。

(平29告示92・一部改正)

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承諾を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第92号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２８年度の補助金から適用する。

附 則(平成２９年告示第３５４号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２９年度の補助金から適用する。

附 則(平成３１年告示第８２号)

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則(令和３年告示第３５１号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和５年告示第８８号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和７年告示第５６号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和８年告示第２０８号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の規定は、令和８年度の補助金から適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

飯能市保育所等施設整備事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）飯能市長

申請者 所在地
名 称
代表者

年度飯能市保育所等施設整備事業補助金の交付を受けたいので、飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額

円

円

円

円

円

円

円

円

内訳

保育所部分

幼稚園部分

放課後児童クラブ部分

地域子育て支援拠点事業所部分

小規模保育事業所部分

病児保育施設部分

乳児等通園支援事業所部分
- 2 添付書類

事業計画書

申請額算出内訳書

歳入歳出予算書の抄本

様式第2号(第5条関係)

飯能市保育所等施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

飯能市長 印

年 月 日付けで申請のあった飯能市保育所等施設整備事業補助金について、
下記のとおり交付することに決定したので、飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱
第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額

内訳	保育所部分	円
	幼稚園部分	円
	放課後児童クラブ部分	円
	地域子育て支援拠点事業所部分	円
	小規模保育事業所部分	円
	病児保育施設部分	円
	乳児等通園支援事業所部分	円
- 2 支払方法
- 3 交付条件

(1) この補助金に係る事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、速やかに市長の承認を受けること。

様式第3号(第7条関係)

飯能市保育所等施設整備事業実績報告書

年 月 日

(宛先)飯能市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者

年 月 日付けで補助金の交付決定のあった飯能市保育所等施設整備事業が完了したので、飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1	交付決定額	円
	内訳	
	保育所部分	円
	幼稚園部分	円
	放課後児童クラブ部分	円
	地域子育て支援拠点事業所部分	円
	小規模保育事業所部分	円
	病児保育施設部分	円
	乳児等通園支援事業所部分	円
2	添付書類	
	事業報告書	
	実績額算出内訳書	
	歳入歳出決算書(見込み書)の抄本	
	工事契約金額報告書	
	入札・契約結果	

様式第4号(第8条関係)

飯能市保育所等施設整備事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

飯能市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった飯能市保育所等施設整備事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1	補助金の確定額	円
	内訳	
	保育所部分	円
	幼稚園部分	円
	放課後児童クラブ部分	円
	地域子育て支援拠点事業所部分	円
	小規模保育事業所部分	円
	病児保育施設部分	円
	乳児等通園支援事業所部分	円

様式第1号(第4条関係)

(平29告示92・平29告示354・令8告示208・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(平29告示92・平29告示354・令8告示208・一部改正)

様式第3号(第7条関係)

(平29告示92・平29告示354・令8告示208・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

(平29告示92・平29告示354・令8告示208・一部改正)